



## タイにおけるフィンテック事業の規制

### -資金決済システムとデジタル資産事業の規制概要

執筆者: 谷澤 進、芝 章浩、山本 俊之、Nuttaros Tangprasitti、Radklao Namkunya<sup>1</sup>

#### 概要

世界の他の国々と同様、デジタル・ディスラプションを受けて、タイの起業家はさまざまな Fintech 事業を展開してきました。Fintech という言葉は、「finance」と「technology」を組み合わせたものであり、銀行サービスその他の金融サービスの提供が行われる際に、テクノロジーが金融に活用されるさまを指すために使われます。例えば、Fintech という場合には、とりわけ、QR コードを通じたインターネットバンキング、オンライン・マーケットプレイス(ピアツーピア融資プラットフォーム等)、その他のマッチメイキング・プラットフォーム(例えば、暗号通貨及びデジタルトークンに関するデジタル取引所)等の新しいプラットフォームを指していることがあります。

そのため、タイは、公益に影響のある一定の金融事業、特に電子決済システムやデジタル資産に関する事業について、いくつかの法令を制定してきました。本ニュースレターでは、日本の投資家等の外国人投資家のために、これらの事業に関連する基本的な規制及び必要な免許、並びにこれらの事業を監督する関係政府機関について解説します。

#### 資金決済システムに対する規制の概要

インターネット・バンキングや電子決済は、Fintech により消費者向けの送金サービスがより迅速かつ快適となったことを示す最良の例かもしれません。現に、数多くの種類の革新的な電子決済の方法が存在しています。例えば、電子マネーや、伝統的なクレジットカードやデビットカードのオンライン利用を容易にするプラットフォーム等です。

<sup>1</sup> SCL Nishimura & Asahi (Through March 2021)

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com))

2008年8月17日には、金融サービス及び商業サービスの安定性を維持し、電子データ・システムの信頼性及び普及度を高め、公益を保護し、かつ、電子決済の利用を向上させることを目的として、仏暦 2551 年(2008 年)電子資金決済サービス業規制勅令が制定されました。その後、仏暦 2560 年(2017 年)資金決済システム法(以下「資金決済システム法」といいます。)が 2017 年 10 月 16 日に制定され、2018 年 4 月 16 日に全面的に施行されました。この法律は、資金決済システム及び資金決済サービス<sup>2</sup>の監視・監督について定め、国際基準との整合性を確保し、効率性及び公共の安全を向上させることを目的としています。その結果、2018 年 4 月 16 日以降、全ての種類の資金決済システム及び資金決済サービス(電子資金決済システム及び電子資金決済サービスを含みます。)が資金決済システム法の対象となりました。<sup>3</sup>

財務大臣及びタイ銀行(Bank of Thailand)が、資金決済システム法の規制を受ける事業者の監督機関となります。同法により規制される事業は大きく 3 つの事業形態に分類されます。すなわち、高重要度資金決済システム、指定資金決済システム、及び指定資金決済サービスです。

## 高重要度資金決済システム

高重要度資金決済システムは、タイの主要なインフラに関するものであり、銀行間の大口送金システムである BAHTNET や画像化小切手清算・保管システム(ICAS)が該当しますが、タイ銀行が設置し運営するものでなければなりません。また、財務大臣は、その他の資金決済システムを「高度重要資金決済システム」として指定する権限を有しています。高重要度資金決済システムは、タイ銀行が設置し運営する必要があるため、民間事業者が運営することはできません(そのため、このニュースレターではこれ以上取り上げません。)

## 指定資金決済システム

資金決済システム法第 12 条は、指定資金決済システムの性格を次のとおり定めています。

- 1) 資金決済システムであって、システム・ユーザーの中心又はネットワークとして、資金の移動、清算、又は決済を取り扱うもの。すなわち、(1)金融機関間資金移動システム、(2)支払用カード・ネットワーク、及び(3)決済システムです。
- 2) その他、公益、公共の信頼又は資金決済システムの安定及び安全に影響を及ぼすおそれのある資金決済システム。現在、タイ銀行は、上記 1)の種類以外の資金決済システムを指定資金決済システムとして指定していません。

指定資金決済システム事業を行おうとする事業者は、事業開始前に、財務大臣から、タイ銀行の勧告に基づき「指定資金決済システム事業免許」を受けなければなりません(資金決済システム法第 13 条)。

タイ銀行ウェブサイト上の事業者名簿によれば、これまでのところ指定資金決済システム免許を受けて資金決済システムを運営する事業者は、そのほとんどが金融機関、とりわけタイの商業銀行です。もともと、指定資金決済システム事業の資格は金融機関に限られるものではありません。2020 年 12 月のニュースレターでも言及したノンバンクは、指定資金決済システム事業を運営することができます。

<sup>2</sup> タイ銀行によれば、「資金決済システム」とは、経済活動に起因する金融債務の決済を目的とした支払金の交付又は移転のプロセスをいい、「資金決済サービス」とは、有形・無形を問わずなんらかの種類の資金による決済の実行を可能とし、商品・サービスの支払、そのような資金の移転その他の金融取引を行うものです。すなわち、資金決済システムは支払手段をサポートするものであり、資金決済サービスはそのようなシステムのゲートウェイであるといえます。

<sup>3</sup> 重複を避けるため、仏暦 2551 年(2008 年)電子資金決済サービス業規制勅令は、仏暦 2561 年(2018 年)仏暦 2551 年(2008 年)電子資金決済サービス業規制勅令の廃止に関する勅令により廃止されました。

指定資金決済システム事業免許の申請者に必要な資格の概要は以下のとおりです<sup>4</sup>。

	項目	指定資金決済システム事業免許の申請者の資格
1.	申請者の地位	- 指定資金決済システムを提供する事業を目的とするタイで登記された公開・非公開株式会社、又は - 金融機関、特殊金融機関又は国営企業
2.	最低払込済資本金 (申請日時点)	(1) <u>金融機関間資金移動システム</u> 5000 万バーツ <sup>5</sup> 以上 (2) <u>支払用カードネットワーク</u> 5000 万バーツ以上 (3) <u>決済システム</u> 2 億バーツ以上
3.	その他の項目	- 財務の安定性 - <b>タイ国籍を有し、タイに居住する取締役 1 名以上</b> - 資金決済システムに関する法律に基づきその事業(全部又は一部)を一時停止し又は免許若しくは登録を取り消されたことがないこと - 取締役はタイ銀行規則の定める欠格事由に該当しないこと

指定資金決済システム事業免許の申請者は、タイで登記された公開・非公開株式会社の形態であり、かつ、タイに居住する少なくとも 1 名のタイ人取締役を有する必要とすることから、タイで指定資金決済システム事業を行おうとする外国投資家は、まずはタイ国内の会社を設立したうえで免許申請を行う必要があります。さらに、当該会社が仏暦 2542 年(1999 年)外国人事業法(以下「外国人事業法」といいます。)上の「外国人」に該当する場合は、2020 年 9 月のニューズレターに記載したように、外国人事業法に基づく外国人事業免許を申請し、取得しなければなりません。

## 指定資金決済サービス

資金決済システム法第 16 条は、指定資金決済サービスを次のように定めています。

- 1) クレジットカード・サービス、デビットカード・サービス又は ATM カード・サービスの提供
- 2) 電子マネー・サービスの提供
- 3) 商品販売者、役務提供者又は債権者のために電子的な支払を受領するサービス(すなわち、アクワイアリング・サービス<sup>6</sup>、決済代行サービス<sup>7</sup>及び収納代行サービス<sup>8</sup>)の提供

<sup>4</sup> 指定資金決済システム事業の免許の申請に係る規制、手続及び条件に関するタイ銀行告示 No.SorNorChor.3/2561。

<sup>5</sup> 本稿執筆時点において 1 パーツは約 3.5 円です

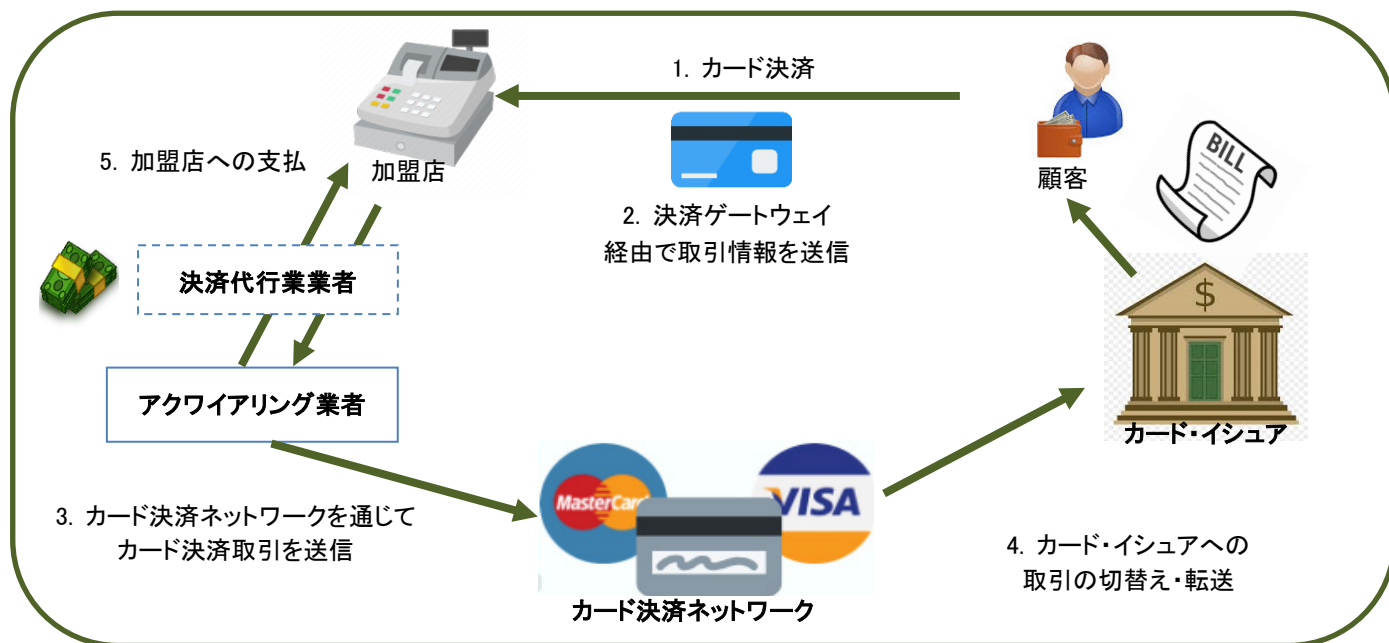
<sup>6</sup> 指定資金決済サービスに関する規定についての 2018 年 4 月 17 日付財務省告示第 1 条において、「アクワイアリング・サービス」とは、「電子カードを通じて支払を受領するサービスであって、電子カード決済取引を支払用カードネットワークとの間で送受信し、これが電子カード・イシューへの切替え及び転送がされることにより提供されるもの」と定義されています。アクワイアリング業者は、電子カード決済に関する相互サービス契約を締結している商品販売者、サービス提供者又は決済代行業者に対して、商品又は役務の代金を支払います。

<sup>7</sup> 指定資金決済サービスに関する規定についての 2018 年 4 月 17 日付財務省告示第 1 条において、「決済代行サービス」とは、「電子カードによる支払を受領するサービスであって、電子カード決済取引をアクワイアリング業者又は他の決済代行業者との間で送受信することにより提供されるもの」と定義されています。決済代行業者は、電子カード決済に関する相互サービス契約を締結している商品販売者、役務提供者又は他の決済代行業者に対して、商品又は役務の代金を支払います。

<sup>8</sup> 指定資金決済サービスに関する規定についての 2018 年 4 月 17 日付財務省告示第 1 条において、「収納代行サービス」とは、「商品又は役務の代金の支払を代理して受領させるため当該サービス提供者の選任又は委託を行う相互サービス契約を締結した商品販売者、役務提供者又は債権者のために支払を受領するサービス」と定義されています。例えば、Counter Service Co., Ltd.は、タイにおける収納代行業者として、商品販売者、役務提供者又は債権者のためにさまざまな支払(例えば、水道料金、光熱費、コンサートチケット、保険料)を顧客から受領するゲートウェイとして機能しており、商品販売者、役務提供者又は債権者に直接支払う代わりに当該ゲートウェイを通じて支払う顧客に対してサービス料を課しています。

- 4) 電子的方法による送金サービスの提供
- 5) その他の資金決済サービスで資金決済システム又は公益に影響を及ぼし得るもの。例えば、タイ中央銀行の規制サンドボックス内でテスト中の技術革新を伴う他の電子資金決済サービスの提供が該当し、これは、タイ銀行の登録のみを要します。

図表 1:電子決済におけるサービス・プロバイダーの役割



注: 決済代行業者は、カード決済取引を収集してアクワイアリング業者又は他の決済代行業者に送付します。これがカード決済ネットワークに送信され、カード・イシュアへの切替え・転送が行われます。カード・イシュアは、アクワイアリング業者への償還を行い、これが直接に又は決済代行業者を通じて加盟店に支払われます。

上記 1)~4)の指定資金決済サービスは、それぞれ、タイ銀行の勧告に基づく財務大臣による免許(以下「指定資金決済サービス免許」といいます。)が必要となります。

指定資金決済サービス免許の申請者が満たす必要のある資格は、次のとおりです:<sup>9</sup>

	指定資金決済サービス事業	主要要件		
		申請者の地位	最低払込済資本金(申請日時点)	その他
1.	クレジットカード、デビットカード、又は ATM カード	- 指定資金決済サービス事業を営むことを目的とするタイで登記された公開・非公開株式会社、又は - 金融機関、特殊金融機関又は国営企業	- 特になし	- 財務の安定性 - タイ国籍を有し、タイに居住する取締役 1 名以上 - 資金決済システムに関する法律に基づきその事業(全部又は一部)を一時停止し又は免許若しくは登録を取り消されたことがないこと 取締役がタイ銀行規則の定める欠格事由に該当しないこと
2.	電子マネー		- 1 億バーツ以上	
3.	電子的支払受領		- <u>アクワイアリング・サービス</u> 5000 万バーツ以上 - <u>決済代行サービス</u> 1000 万バーツ以上 - <u>収納代行サービス</u>	

<sup>9</sup> 指定資金決済サービスの免許の申請に係る規制、手続及び条件に関するタイ銀行告示 No.SorNorChor.5/2561。

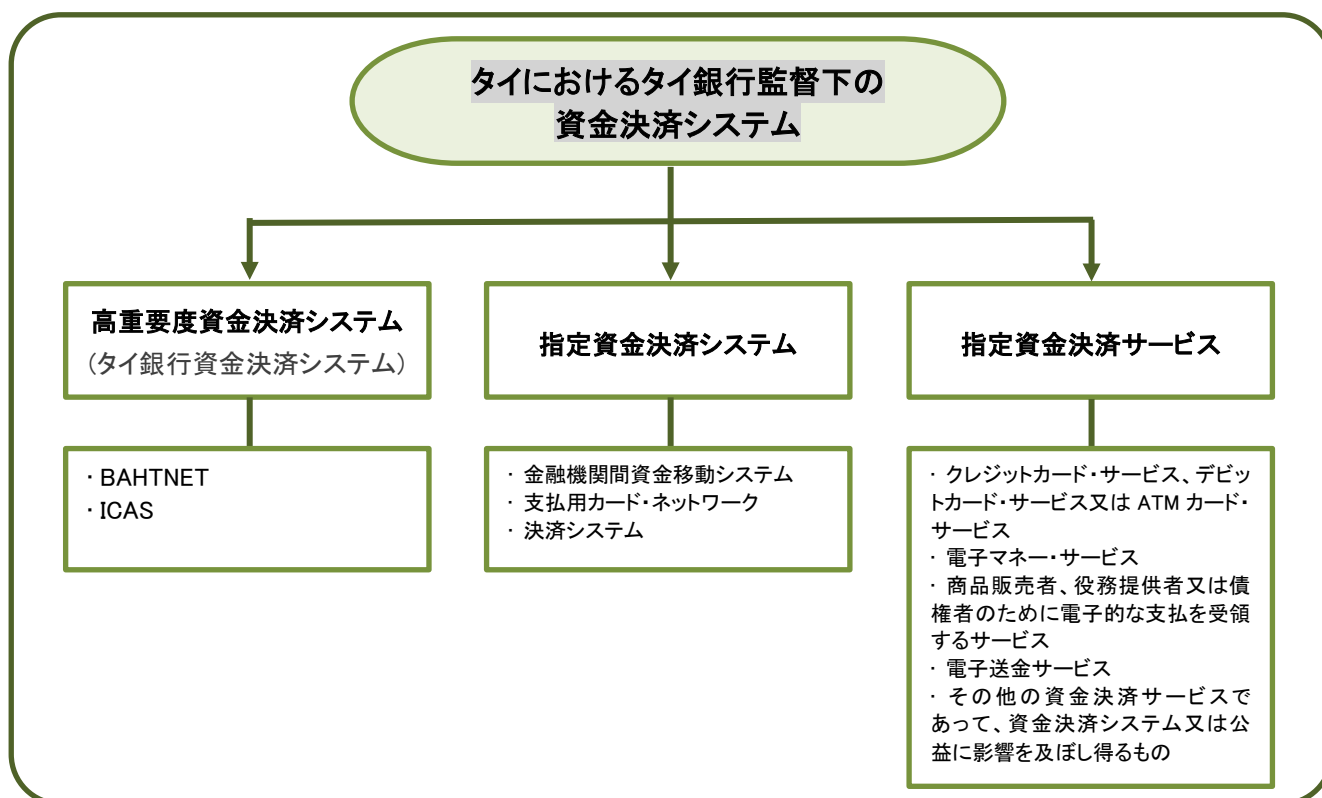


	指定資金決済サービス事業	主な要件		
		申請者の地位	最低払込済資本金(申請日時点)	その他
			1000 万バーツ以上	
4.	電子的送金		- 1000 万バーツ以上	

指定資金決済システム事業と同様に、指定資金決済サービス事業免許の申請者が外国人事業法上の「外国人」に該当する場合は、外国人事業法に従って外国人事業免許の申請をし、取得する必要があります。

なお、タイ銀行告示では、クレジットカード・サービス、デビットカード・サービス又は ATM カード・サービスの最低資本金は定められていませんが、外国会社は、外国人事業免許の申請書において記載された事業をタイで行うために必要な最低資本金(すなわち、300 万バーツ又は当該申請に係る事業のための 3 年間の平均費用の見積額の 25%のうち、いずれか大きい額以上の最低資本金)を遵守する必要があります。

図表 2:タイにおけるタイ銀行監督下の資金決済システムの概況

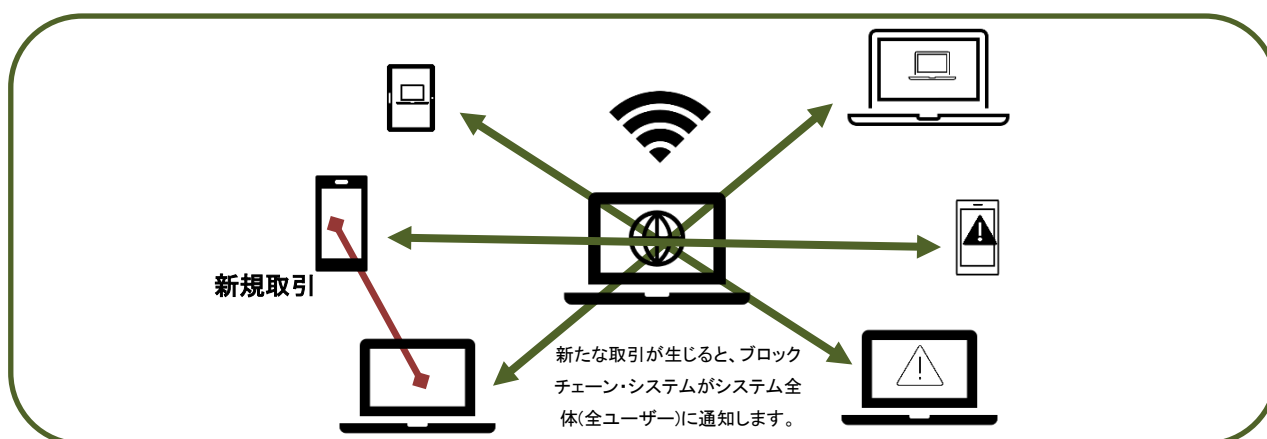


## デジタル資産事業規制の概要

2018 年頃に端を発するデジタル資産事業は、タイにおける Fintech のラインナップのうち最も新しく加わったものといえます。通常、デジタル資産取引所事業においては、ブロックチェーン技術を用いて、中央集権的な信頼される当事者を介さないデジタル資産取引が行われます<sup>10</sup>。一般的に、ブロックチェーン技術は、共有データベース記録システムの一つであり、これを通じて情報が非中央集権的な方法で保持・共有され、取引が発生したときには全てのユーザーがシステムから通知を受けます。

<sup>10</sup> 規制上、「ブロックチェーン技術」には具体的な定義はありません。

図 3: デジタル資産事業とブロックチェーンを通じた通知



2018 年頃から、デジタル資産の公募が行われるようになり、(グローバルなトレンドと同様に)タイにおいても事業者がデジタル資産取引所事業のためのプラットフォームが創設されるようになりました。デジタル資産による資金調達、タイではデジタル・トークンに限られています。投資目的のデジタル・トークンの最初の公募は、証券の場合の新規株式公開(initial public offering、IPO)にちなんで initial coin offering (ICO)と呼ばれます。(例えば、Jaymart のユーティリティ・トークンである JFin Coin については、携帯電話を通じたデジタル個人向け貸付の提供のための非中央集権型デジタル貸付プラットフォーム(DDLPP)の開発を目的として、2018 年 2 月に、タイにおいて ICO が実施されました。)<sup>11</sup>しかしながら、デジタル資産は証券取引委員会(以下「SEC」といいます。)規則上の証券とはみなされません。なぜなら、証券を規制する法律とは異なる特有の法律により規制されるためです。

仏暦 2561 年(2018 年)デジタル資産事業に関する緊急勅令は、2018 年 5 月 10 日、デジタル資産取引所業務が金融の安定性、国民経済及び公益に広範な影響を及ぼし得ることから、その規制を目的として制定されました。この目的のために事業者を監督するのは、財務大臣と SEC です。

仏暦 2561 年(2018 年)デジタル資産事業に関する緊急勅令に規定されているデジタル資産の種類は、暗号通貨<sup>12</sup>とデジタル・トークン<sup>13</sup>です(同第 3 条)。

この緊急勅令に基づき監督されるデジタル資産事業は、以下のように分類されます:

- (1) デジタル資産取引所(すなわち、暗号通貨取引所及びデジタル・トークン取引所)—デジタル資産の売買又は交換のために設定されたセンター又はネットワークであって、注文の付け合わせ若しくは相手方のアレンジを行い、又はデジタル資産の売買若しくは交換を望む者が契約を締結し若しくは注文の付け合わせを行うことを可能とするためシステム提供をし若しくは

<sup>11</sup> ICO 並びにタイにおける ICO と IPO 及び関連規制の差異については、紙幅の都合上、次のシリーズのニュースレターで紹介いたします。

<sup>12</sup> 緊急勅令第 3 条によれば、「暗号通貨」とは、物品、役務又はその他の権利の取得又はデジタル資産間の交換のための交換媒体として使用されるための電子システム又は電子ネットワーク上に生成された電子データ単位を意味し、SEC 告示により指定される他の電子データ単位を含むものとされています。

<sup>13</sup> 緊急勅令第 3 条によれば、「デジタル・トークン」とは、以下の目的のために電子システム又はネットワーク上に生成された電子データ単位を意味し、SEC 告示により指定される他の権利の電子データ単位を含むものとされています。

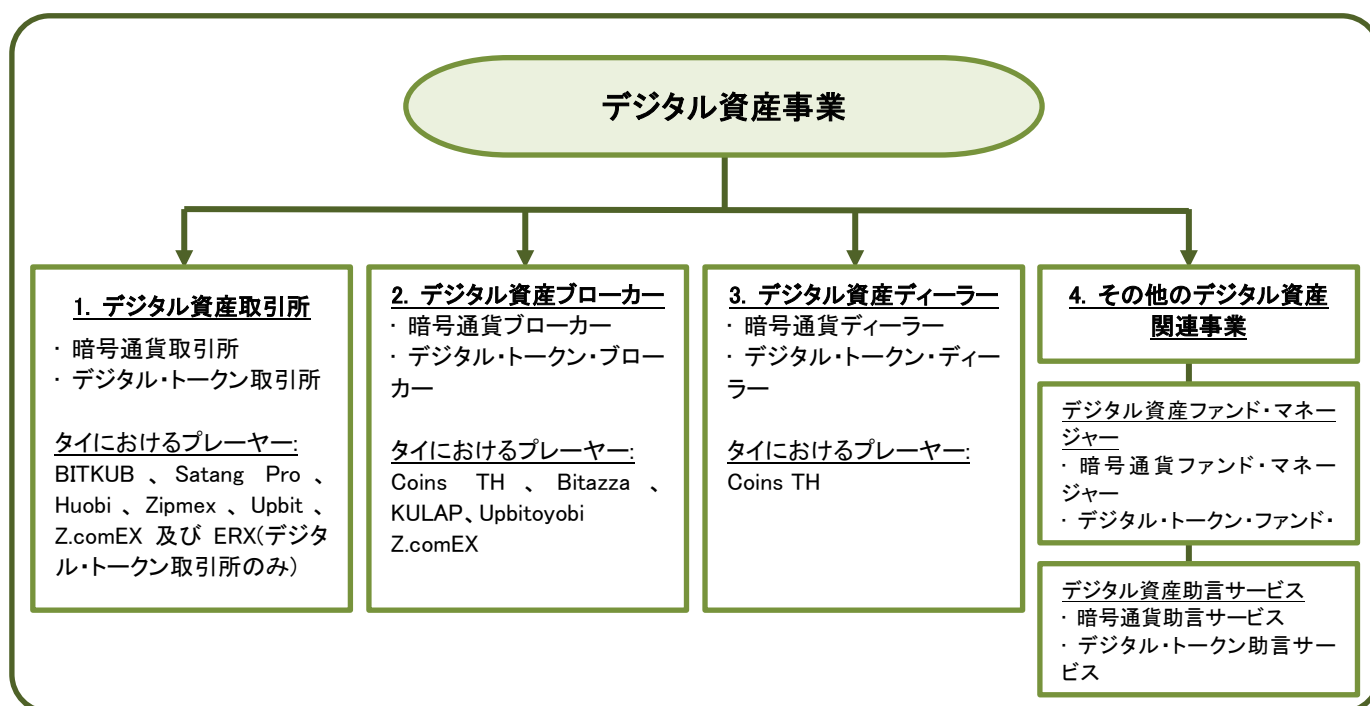
(1) 何らかのプロジェクト又は事業への投資に参加する者の権利を特定すること

(2) 特定の物品、特定の役務又は発行者と保有者との間の契約に基づく特定のその他の権利を取得する者の権利を特定すること

促進することをその通常の業務の過程において行うことにより運営されるものをいい、SEC 告示により指定される方法によるセンター又はネットワークを除きます。

- (2) デジタル資産ブローカー(すなわち、暗号通貨ブローカー及びデジタル・トークン・ブローカー)—手数料その他の報酬を対価として、通常の業務の過程において、デジタル資産の売買又は交換に関して他人のためにブローカー又は代理人としてのサービスを提供し、又は公衆に対して当該サービスの提供が可能であると示す者をいい、SEC 告示により指定された方法で行為するブローカー又は代理人を除きます。
- (3) デジタル資産ディーラー(すなわち、暗号通貨ディーラー及びデジタル・トークン・ディーラー)—通常の業務の過程において、自己の計算によるデジタル資産の売買又は交換に関するサービスを提供し、又は公衆に対して当該サービスの提供が可能であると示す者のうち、上記(1)のデジタル資産取引所以外の者をいい、SEC 告示に指定された方法により行為するディーラーを除きます。
- (4) SEC の勧告に基づき財務大臣が定めるデジタル資産に関する事業(すなわち、デジタル資産助言サービス及びデジタル資産ファンド・マネージャー)<sup>14</sup>

図表 4: タイにおけるデジタル資産事業の概況



注: デジタル資産取引所免許の保有者は、デジタル資産ディーラー免許を申請することは禁止されており、その逆も同様です(仏暦 2561 年(2018 年)デジタル資産事業免許に関する財務省告示第 1 条)。この例外を除けば、事業者は、デジタル資産事業に関する複数の免許、例えば、デジタル資産取引所とデジタル資産ブローカーの両方の免許や、デジタル資産ブローカーとデジタル資産ディーラーの両方の免許について申請することができます。

<sup>14</sup> 仏暦 2561(2018 年)デジタル資産事業免許に関する財務省告示第 2 条は、2020 年 11 月 26 日付の仏暦 2563 年(2020 年)デジタル資産事業免許に関する財務省告示第 2 号により改正され、「免許申請者」の定義に示された次のデジタル資産事業の種類のうち第 7 号から第 10 号までが新たに追加されました。(1)暗号通貨取引所免許、(2)デジタル・トークン取引所免許、(3)暗号通貨ブローカー免許、(4)デジタル・トークン・ブローカー免許、(5)暗号通貨ディーラー免許、(6)デジタル・トークン・ディーラー免許、(7)暗号通貨ファンド・マネージャー免許、(8)デジタル・トークン・ファンド・マネージャー免許、(9)暗号通貨助言サービス免許、(10)デジタル・トークン助言サービス免許。

上記のとおり、タイにおいてデジタル資産事業に参入しようとする事業者は、財務大臣から、SEC の勧告に基づいて特定の種別の事業についての免許を受ける必要があります<sup>15</sup>。デジタル資産事業免許の申請者の資格は次のとおりです<sup>16</sup>。

	デジタル資産事業	主な要件		
		申請者の地位	最低払込済資本金 (申請日時点)	その他
1.	デジタル資産取引所	タイで登記されている公開・非公開株式会社	- 5000 万バーツ以上(申請者が顧客資産を保持し、それらにアクセスすることができ、又は取引ごとの顧客同意なく顧客資産を移転することができる場合)、 又は - 1000 万バーツ以上(申請者が顧客資産を保持しないか、又は保持するが、アクセスできないか、取引ごとに顧客同意なく顧客資産を移転できない場合)	- 財務の安定性 - デジタル事業を運営するための整備された業務システム - 取締役又は執行役員が SEC 規則の定める欠格事由に該当しないこと - 主要株主が、財務省告示の定める欠格事由に該当しないこと
2.	デジタル資産ブローカー		- 2500 万バーツ以上(申請者が顧客資産を保持し、それらにアクセスすることができ、又は取引ごとの顧客同意なく顧客資産を移転することができる場合)、 又は - 500 万バーツ以上(申請者が顧客資産を保持しないか、又は保持するが、アクセスできないか、取引ごとに顧客同意なく顧客資産を移転できない場合)少なくとも 100 万バーツ(申請者が所有するクライアント資産を保持しない場合)	
3.	デジタル資産ディーラー		- 500 万バーツ以上(デジタル資産ディーラーは自己の勘定でデジタル資産を売買することから、SEC 規則により顧客資産の保持は禁止) 注: デジタル資産ディーラーがデジタル資産ブローカーでもある場合、SEC は(デジタル資産・ブローカーとして)顧客資産を保持することは許容していますが、それらにアクセスし、又は取引ごとの顧客同意なく顧客資産を移転することは許容されていません。	
4.	デジタル資産ファンド・マネージャー		- <u>顧客が機関投資家以外の投資家を含む場合、又は顧客資産を保持する場合:</u> 2500 万バーツ以上 - <u>顧客が機関投資家に限定されており、かつ、顧客資産を保持しない場合:</u> 1000 万バーツ以上	
5.	デジタル資産助言サービス		- 100 万バーツ以上	

デジタル資産事業は SEC の監督下にありますが、これらの事業は証券に関する法律上の証券業等や証券取引所には該当しません(これらは、2020 年 9 月のニュースレターでも言及したように、仏暦 2556 年(2013 年)外国人事業免許の適用除外事業活動に

<sup>15</sup> 仏暦 2561 年(2018 年)デジタル資産事業に関する緊急勅令第 16 条。

<sup>16</sup> 仏暦 2561 年(2018 年)デジタル資産事業免許に関する財務省告示第 3 条。



関する省令により、外国人事業免許の適用除外となります。)。したがって、デジタル資産事業を行おうとする外国企業は、外国人事業法に基づき外国人事業免許を申請し、取得する必要があります。

なお、デジタル資産のトレーダーにとって留意すべき点として、タイのデジタル資産取引所がデジタル資産の売買及び/又は交換についてペアとすることができるのは、タイ・パーツ又は SEC のリストに記載された以下の暗号通貨に限られます。:

1. ビットコイン(BTC);
2. ビットコイン・キャッシュ(BCH);
3. イーサリアム(ETH);
4. イーサリアム・クラシック(ETH);
5. ライトコイン(LTC);
6. リップル(XRP)
7. ステラ(XLM)

したがって、暗号通貨をタイ・パーツ以外の法定通貨(例えば、USD、JPY、EUR、SGD、MYR 等)と取引することは、タイにおいてはまだ許容されていません。しかしながら、タイ・パーツとの売買・交換が可能なデジタル・トークンは多数あります。例えば ALPHA、Curve Dao Token (CRV)、Graph (GRT)、Maker (MKR)等です。

## 最後に

資金決済システム事業及びデジタル資産事業を営む事業者は、外国人株主持株比率によって制限又は制限されるものではありません。そのため、資金決済システム事業又はデジタル資産事業に関心のある外国企業家は、タイの Fintech 市場を開拓することが可能であり、現に多くの企業により行われています。ただし、このような外国人は、最初に公開・非公開株式会社を設立し、(場合に応じて)タイ銀行及び/又は SEC の定める資格に合致する必要があるとあります。タイ銀行及び/又は SEC からの具体的な免許は、タイで事業を開始する前に取得しなければなりません。資金決済システム事業については、タイ国籍を有し、タイに居住する取締役を少なくとも 1 名選任することが特に義務付けられています。

タイ銀行及び/又は SEC の免許とは別に、当該事業に関する外国人事業免許についても、適用除外とされていないため、申請する必要があります。手続を迅速化するため、外国会社は、タイ銀行に対する指定資金決済事業免許及び/又は SEC に対するデジタル資産事業免許の申請と並行して、事業開発局に対する外国人事業免許の申請も行うことができます。

なお、SEC は、投資家にとってのデジタル資産市場の変動のリスクを最小限に抑えるため、投資家がデジタル資産取引アカウントを開設する際の資格基準(年齢、取引経験、収入又は資産の水準、取引規模等)に関する規則について、2021 年 2 月 25 日から 3 月 27 日までパブリックコメントの募集を行いました。SEC は、パブリックコメントとして寄せられた情報を要約し、投資家の資格についてその委員会への提案を行いました。SEC の委員会は、投資家は暗号通貨の取引経験を有するか暗号通貨の取引に関するトレーニング若しくはテストに合格しなければならないとの提案について承認しました。さらに、委員会は、暗号通貨取引のトレーダーが投資リスクについて十分な知識及び理解を有することとなるよう、特に暗号通貨に関するファンド投資の利用者に対する助言を行う事業者について SEC が基準を定めることを承認しました。SEC は、今後これらの SEC 委員会決議に従って基準を策定することとなります。したがって、タイのデジタル資産市場のプレーヤーは、近い将来及び随時、関連する SEC 規則の基準の変更に注意を払う必要があります。



たにざわ すずむ  
**谷澤 進**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

[s.tanizawa@nishimura.com](mailto:s.tanizawa@nishimura.com)

広く金融分野を業務分野とし、複数の金融機関への出向経験を活かして、キャピタル・マーケット、金融規制／コンプライアンス関連業務、アセット・ファイナンス等の案件に従事するほか、金融分野における M&A や当局対応も担当する。



しば あきひろ  
**芝 章浩**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

[a.shiba@nishimura.com](mailto:a.shiba@nishimura.com)

2007 年弁護士登録。2005 年東京大学法学部卒業、2017 年コーネル大学ロースクール卒業(LL.M.)。2018 年ニューヨーク州弁護士登録。2011 年 10 月から 2014 年 6 月まで金融庁に出向、2017 年 8 月から 2018 年 8 月まで株式会社三菱 UFJ 銀行シンガポール支店に出向。



やまもと としゆき  
**山本 俊之**

西村あさひ法律事務所 カウンセル弁護士

[to.yamamoto@nishimura.com](mailto:to.yamamoto@nishimura.com)

2009 年弁護士登録。2000 年慶應義塾大学環境情報学部卒業、2007 年慶應義塾大学法科大学院修了。弁護士登録前は、2000 年から 2005 年まで株式会社格付投資情報センター(R&I)、2007 年から 2008 年までメリルリンチ日本証券株式会社にてそれぞれアナリスト業務に従事。日本証券アナリスト協会検定会員、国際公認投資アナリスト。



**Nuttaros Tangprasitti** 西村あさひ法律事務所 バンコク事務所 パートナー弁護士

[n.tangprasitti@nishimura.com](mailto:n.tangprasitti@nishimura.com)

2005 年 SCL Law Group 加入。2006 年タイのタマサート大学卒業(LL.B.)、2010 年ルクセンブルク大学卒業(LL.M.)。